

資料 7

府 共 第 2 0 2 号

平成14年 3 月25日

各都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」における配偶者暴力相談支援センター等に係る規定の施行について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）については、一部を除いて、平成13年10月13日から施行されたところである。

このたび、配偶者暴力防止法附則第1条により施行が平成14年4月1日とされている、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）等に関する規定が施行されることとなる。

配偶者からの暴力に係る被害者の相談、保護等の業務については、これまでも婦人相談所等を中心に行われてきたところであるが、平成14年4月1日に配偶者暴力防止法が完全施行された後は、各都道府県における新たな機能である支援センターが中心となり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための業務を推進することとなる。

今回施行となる支援センター等に関する規定の要点、運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、各都道府県においては、これらに十分配慮し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に万全を期すとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体等にも、支援センターの業務について周知徹底するようお願いする。

なお、この通知の内容については、警察庁、法務省、厚生労働省、最高裁判所と協議済みであることを申し添える。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 今回施行となる支援センター等に関する規定の要点

1 支援センターの機能を果たす施設（第3条関係）

(1) 施設

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすようにすることとなる。

支援センターとは施設の名称ではなく、機能の名称である。したがって、支援センターという名称の施設は法律上存在しない。あくまで支援センターの機能を果たす施設が存在することとなる。

「当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設」とは、都道府県が設置する施設で、配偶者暴力防止法第3条第2項各号に掲げられている業務を適切に行うことができる施設である。したがって、市（政令指定都市を含む。）町村が設置する施設や民間団体が設置する施設は支援センターの機能を果たす施設とはなり得ない。

都道府県が設置する施設であれば、その運営が民間に委ねられていても構わない。都道府県が自主的に設置し、当該都道府県の男女共同参画担当課（室）が所管する女性のための総合的な施設（以下「都道府県女性センター」という。）の中には、その運営を財団に委託しているものもあるが、これら財団が運営する都道府県女性センターも、都道府県が設置する施設である以上、支援センターの機能を果たすことは可能である。

また、支援センターの機能を果たす施設（A施設）の職員が、他の施設（B施設）の一部を使用して支援センターの業務を行う場合は、B施設が支援センターの機能を果たすのではなく、A施設がB施設という場所において支援センターの機能を果たすものと解釈する。

なお、支援センターの機能を果たす施設については、既存の施設が想定されているが、都道府県において新たな施設を設置することを妨げるものではない。

(2) 機能

支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力防止法第3条第2項各号に規定されている業務を行う。支援センターの業務が対象とする被害者には、配偶者から身体的暴力を受けた者だけでなく、被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者も含んでいる。

第3条第2項に規定されている業務の一部でも行うことが可能であれば、各都道府県の判断により、その施設を支援センターの機能を果たす施設としても差しつかえない。

また、第3条第2項に規定されている業務は、支援センターでしか行うことができない業務ではない。市町村等が被害者の相談等を行うことも可能であるが、これを配偶者暴力防止法で規定する支援センターの機能として位置付けることはできないという趣旨である。

(3) 名称

支援センターの機能を果たす施設に、「配偶者暴力相談支援センター」といった名称を付ける必要があるかどうかであるが、これは必ずしも必要ない。付けるか付けないかは各都道府県の判断である。また、名称を付ける場合でも、特に「配偶者暴力相談支援センター」という名称にする必要はない。「配偶者暴力相談支援センター」というのは、法律上は機能の名称であり、施設の名称ではない。各都道府県の判断で名称を決めるべきものと考えている。

(4) 職員

支援センターの機能を果たす施設の職員であればよい。非常勤の嘱託員であっても構わないし、公設民営の施設であれば公務員でなくても構わない。

なお、相談やカウンセリングを行う職員に、特別な資格は必要ないが、十分な研修を受けた者であることが望ましい。

2 配偶者からの暴力の発見者による通報等（第6条、第7条関係）

(1) 発見者による通報等

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も配偶者からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられる。被害者の保護を図るための情報を広く社会か

ら求めるため、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととなっている。

通報の対象となる「配偶者からの暴力」は、配偶者暴力防止法第1条第2項に規定されているとおり、身体的なものに限られている。これは、身体的暴力以外の暴力はその範囲が不明確であるとともに、夫婦以外の第三者がそのような不明確なことについて公的機関に通報することは夫婦のプライバシーを侵すと考えられたからである。

配偶者からの暴力は、断続的に行われることが多いことから、現時点では暴力を振るわれていない場合でも通報の対象となる。

なお、医師その他の医療関係者による通報等に関する規定の要点については、別途送付する厚生労働省医政局長・同雇用均等・児童家庭局長通知（平成13年9月27日付け医政発第963号、雇児発第642号）第1の3(2)から(4)において示されているとおりであるので、参照願いたい。

(2) 通報への対応

配偶者からの暴力の発見者による通報等について規定がなされたことから、今後、支援センターの機能を果たす施設には、多くの関係通報が寄せられることが考えられる。都道府県内の複数の施設において支援センターの機能を果たす場合には、それぞれの施設に寄せられた通報内容を複数施設の中心となる施設において集約・整理しておくことが必要である。

通報内容にかんがみ、現に被害者に対する危険が急迫していると認められる場合には、警察にその旨通報するなど、必要な措置を講じなければならない。

なお、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも十分考えられることから、通報者の氏名等を公にすることがないように十分注意する。

また、配偶者暴力防止法第7条に規定されているように、必要に応じ被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）に対し、支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨することとなっている。ただし、保護を受けるか否かは、被害者本人が決めるべきと考えられているので、強制にならないよう留意しなければならない。

3 被害者の保護のための関係機関の連携協力（第9条関係）

配偶者暴力防止法では、被害者の保護を行うに当たり、支援センター、都道府県警

察、社会福祉法に定める福祉に関する事務所等の関係機関が連携協力する旨規定されている。

被害者の保護が適切に行われるためには、一つの機関のみの対応では不十分であることから、このように規定されており、この趣旨を踏まえ、行政機関のみならず、裁判所、弁護士会、医療機関、民間団体等と緊密に連携協力を図ることが必要である。連携協力については、政策決定者レベルのものと実務者レベルのものが必要となる。関係機関の連絡会議等を実施するのみならず、具体的なケースに基づき被害者の支援を行う中で協力体制を構築し、相互の機関の対応力を高めるよう努めることが必要である。

4 保護命令の申立て（第12条関係）

保護命令の申立ては、被害者が地方裁判所に対し、書面にて行うこととなるが、その書面に、支援センターの職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談又は援助若しくは保護の要請（以下「相談等」という。）をした事実があれば、

- (1) 当該支援センターの機能を果たす施設の名称
- (2) 相談等をした日時及び場所
- (3) 相談等の内容
- (4) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

を記載することとなっている。

この中で、(1)の支援センターの名称については、これが不正確であれば、配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき裁判所が書面の提出を求める施設が確定せず、保護命令の迅速な裁判が阻害されることとなる。したがって、相談者に対し、当該相談を行っている施設の名称について周知することが必要である。特に、支援センターの機能を果たす施設（A施設）が、他の施設（B施設）の場所を借りて行う相談については、相談者が保護命令の申立書に支援センターの名称としてB施設を記載するおそれがあることから、注意を要する。

5 保護命令の審理の方法（第14条関係）

(1) 裁判所提出書面について

保護命令の申立書に、配偶者暴力防止法第12条第1項第3号イからニまでに掲げ

る事項の記載がある場合には、裁判所は支援センターの機能を果たす施設の長に対し、申立人が相談等をした際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面（以下「提出書面」という。）の提出を求めることとなっており、支援センターの長はこれに速やかに対応することとなっている。

平成14年4月1日以降、都道府県女性センター及び都道府県が設置する福祉に関する事務所（以下「都道府県福祉事務所」という。）が、支援センターとして裁判所に書面を提出する際は、別紙1の様式を活用されたい。また、その記載要領については、別紙2を参照されたい。

(2) 提出書面の性格

この提出書面は、裁判所に対して、保護命令発令に必要な事項の認定に役立つ資料を提供し、もって、保護命令の迅速な発令を図るためのものである。したがって、相談等の内容を客観的に再現することが求められ、相談等を受けた職員において、事実の認定を行わせるという趣旨ではない。

このため、提出書面は、記載事項に即して被害者が述べた事項を正確に記載すれば足り、相談等への対応が、記載事項についての質問に偏った「取調べた」なものとなり、相談者との信頼関係を損ねたり、いわゆる二次被害を招くことにならないよう留意することが必要である。

(3) 提出書面の提出時期等

提出書面は、裁判所から提出を求められた際に、該当する被害者の相談記録から転記して作成することで差しつかえないが、相談者が保護命令を申し立てる可能性が高いと認められる場合には、あらかじめ提出書面の原案を作成しておくなど、裁判所からの求めに対し速やかに対応できるよう配慮する必要がある。また、日ごろより相談記録の作成においては、相談者の発言内容を括弧書きするなど所要の工夫に努めることが必要である。

同一申立人について複数回の来所等の相談等があり、裁判所からこれら複数回の相談等について書面の提出を求められた場合には、それぞれの相談等の内容・状況等について、それぞれ一通ずつ提出書面を作成して裁判所に提出することとする。

(4) 電話による相談等

保護命令の迅速かつ適正な発令を図ろうという配偶者暴力防止法第12条第1項第3号の趣旨にかんがみた場合、単に電話で相談等を行ったにとどまり、支援センタ

一職員が本人と対面もしておらず、直接本人の確認さえしていないものについては、同号の相談等には該当しないとする解釈がある。

したがって、電話による相談等があり、相談者が保護命令の申立てを望んでいる場合には、電話による相談等のみでは、保護命令申立てに必要な相談等にならないおそれがある旨を丁寧に説明し、相談者の来所を促すよう努めること。なお、相談者によっては、配偶者からの更なる暴力をおそれるなどの理由から、来所に応じられない場合もあると考えられ、このような場合に執ように来所を促すことは相談者との信頼関係を損なうことにもなるので慎まなければならない。その際には、相談者に来所を説得した経緯や、電話においてどのように人定事項をチェックしたか等の詳細を相談記録等に記載し、裁判所から書面の提出を求められた場合には、裁判所提出用書面の「相談等の場所」欄の「電話」にチェックした上で、同書面の「その他」欄に相談者の説得の経緯等を記載して、裁判所に提出する。

(5) 提出書面の裁判所への提出方法

「配偶者からの暴力に関する保護命令手続規則」（平成13年最高裁判所規則第7号）により、保護命令に関する手続に関しては民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）が準用されるため、提出書面については、裁判所へのファックス送付による提出が認められることになる。したがって、提出書面への記入に際しては、ファックス送付をしても支障（文字がつぶれるなど）が生じないように留意する。

また、裁判所にファックス送付する際の送信書には、裁判所における事件検索の便宜及び裁判所との連絡の便宜に配慮する観点から、裁判所からの照会書に記載されている「事件番号」と送信者の連絡先（電話番号やファックス番号等）を記載する。

(6) 裁判所に対する更なる説明

裁判所は、必要があると認める場合には、支援センターの長又は申立人から相談等を受けた職員に対し、申立人が相談等をした際の状況及びこれに対して執られた措置の内容についてさらに説明を求めることができることとなっている。

配偶者暴力防止法第14条第3項に規定する「説明」の方法については、法律上何らの制限も付されていないので、これを公開の場で行う必要はない。具体的な説明の方法については、裁判所が、職員の説明による補充の必要性の程度等を勘案した上で判断することになるが、職員が裁判所に出向き、裁判官に個別に説明を行う（当

事者を立ち会わせる必要はない。)、電話又はファックスにより説明を行うなどの方法が考えられる。

第2 運用上の留意事項

1 被害者の立場に立った取組の実施

関係職員は、加害者に犯罪意識が希薄であること、放置すれば行為が繰り返され、更にエスカレートすることが多いこと、家庭内で行われるので外部から発見が困難であることなど、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に立った取組を実施する。

2 研修の充実

被害者の二次的被害を防止する観点からも、あらゆる機会を通じて、関係者に対する研修の充実を図る。

3 広報啓発の推進

支援センターの機能は、配偶者暴力防止法により新たに規定されたものであることから、その業務内容が広く被害者に行き渡るよう、方法を工夫して広報啓発を積極的に行う。

4 その他

配偶者暴力防止法附則第2条により、平成14年3月31日までの間に行われた相談等については、保護命令制度における支援センターの役割は婦人相談所が果たしていることから、平成14年4月1日以降、支援センターの機能を果たす都道府県女性センター及び都道府県福祉事務所にあっては、婦人相談所のこれまでの取組を十分参考にする。

裁判所提出用書面

作成年月日 平成 年 月 日

取扱施設名			
取扱施設の長			
相談等日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
被害者	氏名	性別 男 女	生年月日 年 月 日
	住所等 ★	電話 ()	
代理人	氏名	性別 男 女	生年月日 年 月 日
	被害者との関係	☐ 父母 ☐ 子 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 弁護士 ☐ その他 ()	
	連絡先	電話 ()	
付添者	性別等	☐ 男 ()人 ☐ 女 ()人	
	被害者との関係	☐ 父母 ☐ 子 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他の親族 ☐ その他の同居人 ☐ 職場関係者 ☐ 弁護士 ☐ その他	
配偶者等	氏名	性別 男 女	生年月日 年 月 日
	住所等	電話 ()	
相談内容等	相談等の場所	☐ 来所 ☐ 電話 ☐ その他 ()	
	種別	☐ 相談 ☐ 一時保護要求 ☐ 情報提供その他の援助要求	
	直近の被害		
	(日時)		
	(場所)		
	(内容)	※ けがの程度、入通院の有無など被害の内容を詳細に記載する。	

★ 一時避難先等の閲覧されることが不適切な住所は記載しないこと。その場合は、生活の本拠としている地（住民票の地等）を記載し、（避難中）と付記すること。

裁 判 所 提 出 用 書 面

	過 去 の 被 害	
	(日時)	※ いつごろから始まったか、頻度なども記載する。
	(場所)	
	(内容)	※ これまで最もひどかった被害、入通院歴の有無など被害の内容を詳細に記載する。
	そ の 他	
	※ 被害者の相談等の状況、相談等の内容等をできるだけ詳細に記載する。	
相談等に対して執った措置	☐ 相談 ☐ 援助 ☐ 他機関への紹介 ☐ その他	
	(具体的内容)	

裁判所提出用書面記載要領

1 「取扱施設名」欄について

被害者から相談等を受けた「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設」の名称を記載する。

2 「取扱施設の長」欄について

被害者から相談等を受けた「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設」の長の官職、氏名を記載する。

運営主体の長と施設の長が別にいる場合は、施設の長の官職、氏名を記載する。

3 「相談等日時」欄について

被害者から相談等を受けた日時を記載する。

4 「被害者」欄について

被害者の人定事項を記載する。

なお、「住所等」欄については、下欄外の注意事項に留意して記載する。

5 「代理人」欄について

被害者から相談等について代理権を授与されたものからの相談等があった場合に、その代理人について記載する。

代理権の授与がなく、単に付き添ってきたような場合には、「付添者」欄に記載する。

6 「付添人」欄について

被害者が来所した際に、被害者に付き添ってきた者（代理権の授与をされていない者に限る。）について記載する。

7 「配偶者等」欄について

被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）について記載する。

なお、配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、「当該配偶者であった者」はもはや保護命令の対象にはならないので、このような者は「配偶者等」欄には記載しないものとする。このような場合には、「配偶者等」欄は空白のままとし、2 ページ目の「その他」欄にその旨を記載する。

8 「相談内容等」欄について

(1) 「相談等の場所」欄について

被害者から相談等のあった場所、方法について記載する。

来所の上相談等があった場合には「来所」に、電話による相談等の場合は「電話」にチェックし、その他の場所、方法による相談等であった場合には「その他」にチェックの上、具体的な場所、方法等について記載する。

(2) 「種別」欄について

被害者が求めてきた事項をチェックする。

この欄については複数チェックも可とするので、被害者が求めたものについて、すべてチェックする。

(3) 「直近の被害」欄について

相談等時に直近した被害について、被害者が申し立てた被害の日時・場所・内容を詳細に記載する。特に、内容に関しては、暴力の態様、けがの程度、入通院の有無、心身に有害な影響を及ぼす言動等について、詳細に記載する。

(4) 「過去の被害」欄について

過去の被害について、被害者が申し立てた被害の日時・場所・内容を詳細に記載する。特に、内容に関しては、暴力の態様、けがの程度、入通院の有無、心身に有害な影響を及ぼす言動等について、詳細に記載する。

(5) 「その他」欄について

被害者の相談等時の状況（「あざがある」、「おびえていた」、「憔悴しきった様子だった」など被害者に対応した職員が認識した相談等時における被害者の客観的状況）、被害についての相談等以外の相談等の内容、その他特筆すべき事項があれば、それらを詳細に記載する。

電話による相談を受け、相談者の来所を促すなどの経緯がある場合は、相談者の説得の経緯等を記載する。

9 「相談等に対して執った措置」欄について

被害者からの相談等に対して執った措置についてチェックするとともに、その具体的内容を詳細に記載する。

この欄については、複数チェックも可とするので、被害者に対し執った措置すべてにチェックする。

なお、提出書面が裁判記録の閲覧等により加害者の目に触れる可能性も考えられることから、具体的な内容を記載するに際しては、被害者の安全を脅かすような情報は記載しないよう配慮する。

10 その他

ファックス送付による裁判所への提出が認められることから、記載に際しては、ファックス送付をしても支障（文字がつぶれるなど）が生じないように留意する。

記載欄が不足する場合には、継続用紙を使用して差し支えない。ただし、継続用紙を使用する場合には、その旨を当該記載欄の末尾に明記するとともに、継続用紙に提出書面と連続するページ数を付記する（継続用紙の1枚目のページは「3ページ」となる。）。